国立大学法人長岡技術科学大学における研究活動上の不正行為に対する告発等の流れ

告発者

・実名が原則
・告発方法（電子メール、面談・書面、電話）

↓

受付窓口
総務部長

・告発の対応、違法行為等に該当するかを確認する等の相談
・研究倫理委員会委員長へ報告。研究倫理委員会委員長は、学長（総括責任者）に報告。

↓

研究倫理委員会委員長

・予備調査の依頼

↓

予備調査委員会

・告発内容の合理性、調査可能性等について専門的知見により調査（本調査の実施の判断）

↓

不 / 要

研究倫理委員会委員長は告発者及び被告発者に通知

・研究倫理委員会委員長は、告発者及び被告発者に、本調査実施の通知

本調査実施の決定は、予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内

↓

研究倫理委員会
調査委員会
本調査
認定

・本調査の実施決定後、調査結果等を文部科学省に報告
・不正行為の有無及び程度について審理し、認定
・研究費の一時執行停止
・研究倫理委員会委員長は、認定結果を学長に報告

↓

本調査開始後150日以内

総括責任者

・告発者及び被告発者に調査結果の通知
・資金配分機関及び文部科学省に報告

↓

結果通知

告発者　**被告発者**

不正行為有 →
・研究活動停止・研究費返還
・懲戒処分　・刑事告発

不正行為無 →
名誉回復
悪意の告発
・懲戒処分
・刑事告発

↓

不服申立

・告発者及び被告発者は、学長（総括責任者）へ、通知を受けた日から起算して14日以内に不服申立が可

↓

再調査

・学長が調査委員会に再調査を命じる
・調査委員会は、不服申立を受理した日から概ね50日以内に再調査及び認定
・調査委員会は、認定の結果を学長に報告
・学長は、認定の結果を告発者及び被告発者に通知